

よくある質問

○自家用広告物・非自家用広告物とは

自家用広告物とは、「自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置するもの」をいいます。（条例施行規則別表第3備考2）

非自家用広告物とは、自家用広告物以外の屋外広告物をいいます。

○電車や自動車などに表示する屋外広告物の許可申請の要否は

電車や自動車、その他移動するものに表示するものは適用除外となるため、許可申請は不要です。（条例第11条第1項第4号）

○店舗の窓ガラス等の内側から表示するものは

建築物の窓面の内側から外に向けて表示される広告物は、屋外広告物の定義の一つである「屋外で表示されるものであること」を満たしていないため、屋外広告物ではありません。

○条例第11条第3項の道先案内図とは

道先案内図（学校、病院、店舗等人々が利用する施設等へ案内誘導する広告物又は掲出物件）は禁止区域や表示方法の制限区域であっても、以下の項目を満たす場合であれば許可を受けることによって掲出することができます。

- ・表示面積は5平方メートル以内
- ・地上から最上端までの距離は5メートル以内
- ・掲出個数は2個まで
- ・道先案内に必要な項目のみによること
 - (1) 施設名・ロゴマーク
 - (2) 施設住所・連絡先
 - (3) 現在地からの距離・現在地からの案内（地図、目印、矢印等）（※表示面積の2分の1以上）
 - (4) 病院等については診療科
 - (5) 駐車場マーク
 - (6) その他施設の道先案内に必要な項目
- ・案内誘導する施設等から2キロメートル以下（直線距離）であること
- ・同一敷地内に存する単体の建物を共同使用している施設等については、店舗ごとではなく、一物件とみなす